

## 第83回彩の国建設工事の入札及び契約事務適正化委員会 議事録

### 1 日時

令和8年2月2日（月） 午前10時から12時まで

### 2 開催

T e a m s によるW e b 会議形式

### 3 出席委員

石河委員、大久保委員、眞砂委員、八木澤委員、横関委員

なお、任期満了に伴う改選があり、令和8年1月1日から新たな任期での委員会となるため、委員会設置要綱に基づき、互選により委員長は八木澤委員に、副委員長は眞砂委員に決定された。

### 4 審議事項及び審議結果

#### (1) 案件5

ア 発注機関：飯能県土整備事務所

イ 工事名：災害復旧工事（6災8号、9号）

ウ 入札方式：指名競争入札

エ 質疑応答：

委 員：

本工事は2回工期を延長しており、やむを得ない判断をしたところだと思うが、1回目の延長は資機材の調達に不測の日数を要した、2回目が搬入路について住民との折衝が必要だったということである。1回目の工期延長は令和7年6月30日で出水期の前に終わらせる考えだったと思うが、工期が2回延びて出水期を通してしまっている。令和7年は大きな降水もなく出水も起きずという状況で結果良かったが、最初の見通しはどのように考えていたのか。

発注機関：

当初の工期は令和7年3月31日までとしていたが、資材の調達の遅延があったことから、出水期前までに終わらせる予定で一旦6月末まで延長した。6災9号については6月までに完成できたが、8号については、搬入路について住民との調整に時間を要したことから6月までには完了できなかった。なお、出水期を1回越えることについては、万全の安全体制を敷いた上で現在工事を進めているところである。

委 員：

本工事を指名競争入札にした理由が緊急性を要するということから、出水期前に完了させるということだと思う。それが延長してしまったところが指摘を受けやすいところだと思う。

委 員：

2回目の工期延長が2月27日までだが、確実に終わる見込みとなっているか。

発注機関：

あと1か月ほどだが、確実に終わる見込みである。

委 員：

災害工事が4号から9号まであり、近くの類似した工事であれば一括で発注した方が効率的に施工できると思われるが、工事の内容は一緒なのか。

発注機関：

同じ霞川の下流から順番に4号、5号、6号、7号、8号、9号の6か所であり、内容も護岸の崩壊や損傷など類似した案件である。

委 員：

そういう意味では、どうしてこのように分割されたのか理由がわからない。資材調達も同じものであれば一度に調達した方が早い。より大手の業者に発注すれば責任をもって施工してもらえるのではないか。

発注機関：

緊急を要する工事であり、一者とか少ない業者に一括で発注すると現場に入るのに時間を要する恐れがあった。このため、一斉に工事に着手してもらうことを考え、分割して発注した。

委 員：

河川の工事だと、基本的に下流から順に直していくということがあると考えられる。上流から先に直して水が流れやすくなった場合に、下流が直っていないと被害が広がるということも関係しているのかと思う。

(審議結果) 当案件の入札・契約事務手続きは適正に行われていた。

(2) 案件6

- ア 発注機関：さいたま県土整備事務所
- イ 工事名：排水機場等維持修繕工事（芝川排水機場冷却水ポンプ等修繕工）
- ウ 入札方式：随意契約（5号）
- エ 質疑応答：

委員：

変更契約書に工期が令和6年8月20日からと記載されているが、令和7年になってから工期を5月21日からに変更し、金額も変更したということか。

発注機関：

当初の工期は発注書を取り交わした期日の5月21日からである。変更契約時には誤って工期を8月20日と記載したため、覚書を取り交わし訂正した。

委員：

機器は当初と全く同じものを入れ替えているのか。元々の機器を何年使用し、新しい機器を入れた後は何年使用することを見込んでいるか。

発注機関：

仕様に関しては、同じポンプを入れているが、配管については鉄製からステンレス製に変更した。既存の冷却水ポンプは設置から22年経過しており、劣化が進んでいたことから、更新計画を立てていたところ不具合が発生したという経緯である。

委員：

今回更新したものについても20年前後でまた取り換えが発生するという見込みでいるのか。長寿命のものに変更した方がライフサイクルとしては安くなるという検討はしているか。

発注機関：

その点については、配管類を長寿命のものに変更している。実際に更新する際は、また水中にある配管の劣化状況を見ながら行うことになるが、一部では、長寿命化を考えて施工をしている。

委員：

手続きについて一部ミスはあったが、訂正しており特段問題はない。今回、随意契約にした理由が緊急性を要するところだが、ポンプ場が多数あるなかで、次がどの程度あぶないのか予測できると思う。それらに、同時多発的に不具合が起こった

場合に現場を熟知している業者という理由で随意契約にするとなるとちょっと問題なのかと思われるので、ライフサイクルを考慮し計画してほしい。

委員：

今回の業者の選定理由が、現場を熟知しているというところだと思うが、保守点検や元々ポンプを設置した業者とは違うのか。

発注機関：

保守点検を行っている業者が本工事の受注者である。なお、冷却水ポンプを設置したのは別の業者である。

委員：

元々の設置業者に依頼することは考えなかったのか。

発注機関

設置した業者は冷却水ポンプについては詳しいが、芝川排水機場の全体のことを考えると、今回の受注者が一番熟知している。なお、保守点検には冷却水ポンプも入っており、仕様や状態なども一番理解していることから選定した。

(審議結果) 当案件の入札・契約事務手続きは適正に行われていた。

### (3) 案件7

ア 発注機関：西関東連絡道路建設事務所

イ 工事名：道路改築工事（大滝トンネル終点側切土工）

ウ 入札方式：随意契約（6号）

エ 質疑応答：

委員：

トンネル坑口部の法面对策については、もともとの設計で入っただけでもおかしくないような気がするし、本体と当該工事の区域について、ちょっとよくわからない。通常、坑口部は竹割りの開口形状となるので、ある程度のところまで土留めするのは当たり前だと思うが、これが後付けでついていること自体が、設計上理解ができない。また、この垂直のトンネル壁というのは最近少ないと思う。

発注機関：

坑口部の垂直の壁は本体工事で実施した部分で、今回の工事は、坑口を出た法面の部分になる。

委員：

坑口を出たところの法面が元々の設計になぜ入っていないのか。

発注機関：

当該工事箇所は用地取得が一部終わっていない箇所があり、物件が除却されておらず、終点側の工事に着手できない状態であったことから、物件を除却したことを確認してからの発注となった。当該工事は工期が定められている本体工事の進捗に合わせて施工しなければならず、競争入札に付する間の入札日数や他業者が受注した場合の資機材等の準備期間、その間の本体工事を待機させる仮設工にかかる経費、本体工事と錯綜する中での工事調整や現場を熟知した安全管理の確保などを考慮すると、競争入札に付することが不利と認められるため、本体工事を履行している受注者との随意契約とした。

委員：

随意契約ではなく、本体工事の設計変更でもよいのではないのか。

発注機関：

本体工事と法面対策はそれぞれ独立した工種であり、原則単独で発注するものである。なお、本体工事は低入札案件のため、変更で新規工種を追加することが不相当と判断した。

委員：

なぜ本体工事と一緒に施工しなかったのかというところが疑問だが、別途施工するのが通例ということで理解した。ただ一方で、随意契約を減らしたい方向であると理解しているので、今後取り組んでもらえるとありがたい。

(審議結果) 当案件の入札・契約事務手続きは適正に行われていた。